

給与支払報告書
に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

○ 異動(退職・転勤・休職等)の日の翌月10日までに提出をお願いします。

第十八号様式

※萩市 処理欄			
------------	--	--	--

萩市長あて		給与支払者 特別徴収義務者	氏名又は名称				特別徴収義務者 指定番号								
令和	年		月	日	提出	所在地	〒	担当者名	連絡先電話番号						
給与所得者								(ア)	(イ)	(ウ)	異動	異動の事由	未徴収税額の徴収方法	退職時までの給与支払額	
フリガナ				整理番号 (受給者番号)				特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	年月日	年月日	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (残額は本人が納付)	円
氏名				生年 月日	年月日			円	月分から 月分まで	円	年 月 日	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (残額は本人が納付)	円	
給与の支払を受けなくなった後の住所									円					控除社会保険料額	円

○ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載して下さい。

一括徴収の理由		徴収予定			備考		※ 萩市記入欄	(注) 納税義務者が1月1日から4月30日までの間において、給与の支払を受けなくなった場合には、月割額の残額について、その金額を本人の申出がなくとも一括徴収して下さい。		
1. 異動が12月31日まで、申出があつたため (月 日申出) 2. 異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定期 月 日	徴収予定期額 円	徴収予定期額 合計(上記 (ウ)と同額) 円	一括徴収した 税額は <input type="text"/> 月分 で納入します。					
異動者印										

○ 転勤の場合は、新しい勤務先を次の欄に記載してください。

月割額 <input type="text"/> 円 を <input type="text"/> 月分から徴収 するよう連絡済です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	※不明の場合は記載不要		
(フリガナ) 名称					法人番号		
				電話番号	()	—	

裏面をご覧ください。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載要領

1 紹介文

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月16日までに関係市町村長に提出して下さい。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌日の10日までに関係市町村長に提出して下さい。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出して下さい。

3 「整理番号(受給者番号)」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された「整理番号(受給者番号)」を記載して下さい。

4 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載して下さい。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載して下さい。

5 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載して下さい。

(1)給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んで下さい。

(2)退職後、翌年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んで下さい。

(3)(1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載して下さい。

(注)次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。

①異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

②翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③死亡による退職であるため。

6 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載して下さい。ただし、給与支払報告書の提出をされる場合は、この欄の記載を省略できます。

7 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載して下さい。

8 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額(退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によって按分した額)を記載して下さい。

9 *印の欄は、記載しないで下さい。